

町内会では、回覧をお願いします。

消費者契約法は消費者の味方!

消費者が事業者と契約するとき、両者の間には持っている情報の質・量や交渉力に格差があります。このような状況を踏まえて、消費者の利益を守るために作られた法律が、消費者契約法です。この法律は、全ての消費者契約(個人が私的に事業者から物やサービスを購入する契約)について、不当な勧誘による契約の取消しと不当な契約条項の無効等を定めています。

契約の取消しができるのはどんなとき?

事業者が消費者を困惑させたり、誤認させたりするような不当な「勧誘」をした場合、消費者はそれによって結んだ契約を取り消すことができます。



...「取消し」ができる「不当な勧誘」の事例を紹介します...

- 1 「この機械を付けば電気代が安くなる」と勧誘され購入したが、実際はそのような効果はなかった」等、**重要事項について事実と異なる説明があった場合**
- 2 「将来、確実に値上がりするとは限らない金融商品について、“確実に値上がりする”と説明された」等、**不確かなことを「確実だ」と説明された場合**
- 3 「事業者が、すぐ隣に高層マンションの建設計画があることを知りながらそれを説明せずに、“眺望・日当たり良好”と説明して住宅を販売した」等、**消費者に不利な情報を故意または過失により告げなかった場合**
- 4 「就活中の学生が“このままでは一生成功しない。この就職セミナーが必要”と勧誘された」等、**就職セミナーなどで不安をおおる告知をされた場合**
- 5 「加齢により判断力が低下した消費者に対し、“今のような生活を続けるためには、投資用マンションを買わなければならない”と勧誘する」等、**判断力が低下している消費者の不安をおおった場合**
- 6 「約束して遠方から訪ねて来た事業者から“あなたのために来た、契約しないなら交通費を払え”と言われた」等、**契約締結のための事業活動で生じた損失の補填を請求する旨を告げた場合**

○改正消費者契約法(令和4年12月成立)で追加された「不当な勧誘」

- 1 「私は霊が見える。あなたについての悪霊が病状を悪化させている。この数珠を買わないと除霊できない」等、**靈感などによる知見を用いた告知をされた場合**(令和5年1月5日施行)
- 2 「景色を見に行こう」と事業者に誘われ、交通の便の悪い山奥に一緒に行ったところ、行った先で勧誘された」等、**退去困難な場所へ同行されて勧誘された場合**(令和5年6月1日施行)
- 3 「契約するかどうか家族に相談して決めたい」と事業者に言ったところ、“一人で決めないとだめだ”と迫られて相談させてくれない」等、**威迫による相談妨害を受けた場合**(令和5年6月1日施行)
- 4 「事業者が、注文を受ける前に、自宅の物干し台の寸法に合わせてさお竹を切断し、代金を請求された」等、**目的物の現状を変更し、原状回復を困難にして契約させた場合**(令和5年6月1日施行)

「取消し」ができる期間

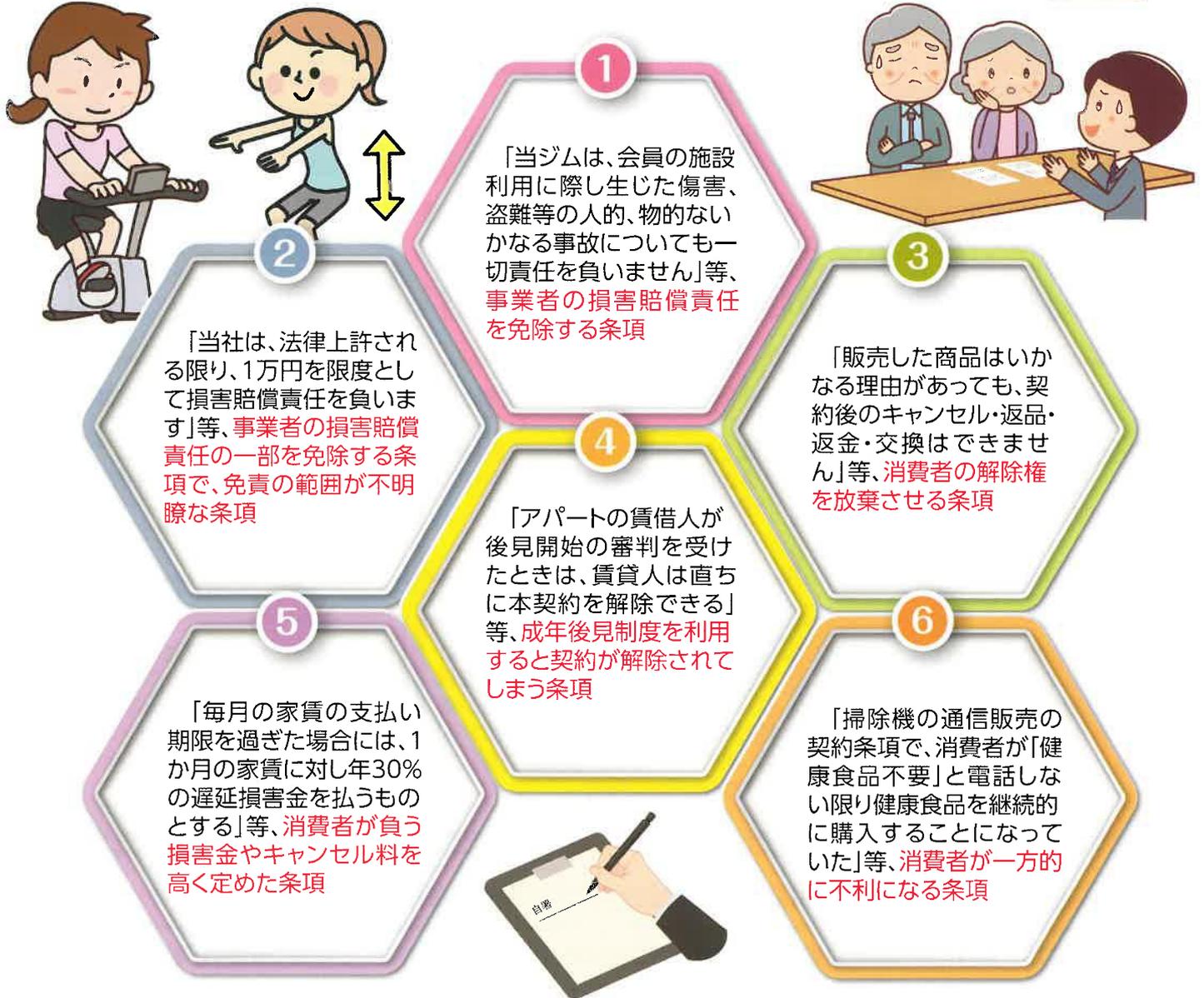
契約の取消しには期限が定められています。

- 追認ができるとき(消費者が誤認したことに気付いた時や困惑を脱したとき等、取消しの原因となっていた状況が消滅したとき)から1年間 *靈感等による知見を用いた告知の場合は3年間
- 契約の締結のときから5年間 *灵感等による知見を用いた告知の場合は10年間



契約書に書かれていても無効な条項とは?

契約を結ぶとその内容を守らなくてはなりません。ただし、次のような消費者の利益を不当に害する内容は、契約書に示されていても効力を持ちません。



「不当な勧誘を受けて契約してしまった」「契約を取り消したい」「この契約条項は不当ではないのか」等、契約に関して困ったことや分からないことがあるときは、消費生活センターにご相談ください。

そのほかに

「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」の成立

法人等による不当な寄附の勧誘を禁止し、寄附の勧誘を受ける者の保護を図ることを目的とした法律が令和4年12月に成立し、令和5年1月5日に施行されました。